

## 財政援助団体等監査の結果

### 1 監査の期間

平成28年1月25日から平成28年3月7日

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部課

産業部商工観光課

#### (2) 対象事項

西尾市観光協会に対する、平成26年度西尾市観光協会補助金、観光施設等維持管理業務委託料、観光事業委託料、観光宣伝事業委託料

### 3 監査の方法

補助金を交付している所管部局の関係書類に基づき、補助金交付事務が適切に処理されているかを審査するとともに、当該財政援助団体の関係書類等进行检查し、補助金が交付目的に沿って適正に使用されているか、適正な算出方法により補助金が交付されているかについて、所管部局職員及び当該財政援助団体職員の説明を聴取し、監査を実施した。

### 4 監査の結果

補助金の交付手続、履行の確認等は、おおむね適正に処理されていると認められたが、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

#### (1) 指摘事項

##### ・観光協会

##### ア 補助事業

支出に係る帳簿や支出調書は保管されているが、どの事業の経費として充当しているかの記載がなかった。

支出の確認が容易に行えるよう、帳簿や支出調書についてはそれぞれの事業ごとに調製されたい。

##### イ 委託事業

観光宣伝事業の委託契約書において、委託する内容が明確に示されていない契約があった。

契約事務にあたっては、基本的な事務の取扱いについて十分確認し、適正な事務処理をされたい。